

の運営に関する会則

(名称)

第1条 この会の名称は、 という。

(目的)

第2条 この会は、

目的とする。

(活動)

第3条 この会の目的を達成するため、 公民館で次の活動を行う。

1)

2)

3)

(会員)

第4条 この会の会員は本講座の目的に賛同する者で、市内在住者および在勤者をもって構成することを原則とする。

2 会員は、会費を納入しなければならない。

(会費)

第5条 会費は、月額 円とする。

2 会費は毎月 日までに納入しなければならない。

(謝礼)

第6条 この会の講師の謝礼は、月額 円とする。

(運営)

第7条 この会の運営は、会費およびその他の収入をもって当てる。

2 会計年度は毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

(役員)

第8条 この会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 1名

会計 1名

2 役員の任期は、 年とする。

(選出)

第9条 会長および会計は会員の中から選出する。

2 副会長は、会長が指名する。

(職務)

第10条 会長は、会を代表し、会務を掌理する。

2 副会長は、会長に事故あるとき、または欠けたときに、その職を代理する。

3 会計は、会の会計事務を処理する。

(会議)

第11条 この会の会議は、年度始めおよび終わりに開催する。

2 会長が必要と認めたときは、隨時会議を開催することができる。

附則 この会則は 年 月 日より適用する。